

一般廃棄物処理施設の維持管理の状況

年度	令和6年度
施設名称	東金市外三市町環境クリーンセンター
所在地	千葉県東金市三ヶ尻340番地

1 処分した一般廃棄物の種類及び数量

		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	可燃ごみ	トン	1,558.04	124.66	598.83	1,653.71	1,575.72	0.00	1,186.38					
2号炉			311.70	1,403.62	1,791.94	285.01	0.00	1,631.88	1,848.39					
3号炉			1,506.65	1,985.48	482.02	1,581.12	1,533.11	1,661.80	343.14					

※処理数量は、ごみクレーンによる計量値による。

※処理数量が0の月は稼働しておりません。

2 燃焼室中の燃焼ガスの温度(連続的に測定し、記録したもの)

		基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	測定を行った位置	-	炉出口付近											
	結果の得られた年月日	-	5日～30日	1日～2日	10日～21日	3日～18日 20日～31日	1日～15日 17日～28日	-	12日～31日					
	測定の結果(°C)	800以上	903	898	906	901	899	-	903					
2号炉	測定を行った位置	-	炉出口付近											
	結果の得られた年月日	-	1日～5日	9日～31日	1日～30日	1日～5日	-	4日～30日	1日～3日 5日～31日					
	測定の結果(°C)	800以上	899	900	897	891	-	896	901					
3号炉	測定を行った位置	-	炉出口付近											
	結果の得られた年月日	-	7日～30日	1日～31日	1日 24日～30日	1日～2日 9日～31日	1日～3日 8日～15日 17日～31日	1日～20日 24日～30日	1日～3日 5日～7日					
	測定の結果(°C)	800以上	902	899	896	892	895	897	895					

※燃焼ガス温度の測定結果は、施設運転時の月平均温度。基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。

3 集じん機に流入する燃焼ガスの温度(連続的に測定し、記録したもの)

		基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器入口付近											
	結果の得られた年月日	-	5日~30日	1日~2日	10日~21日	3日~18日 20日~31日	1日~15日 17日~28日	-	12日~31日					
	測定の結果(°C)	概ね200以下	196	196	196	196	196	-	196					
2号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器入口付近											
	結果の得られた年月日	-	1日~5日	9日~31日	1日~30日	1日~5日	-	4日~30日	1日~3日 5日~31日					
	測定の結果(°C)	概ね200以下	196	196	196	196	-	196	196					
3号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器入口付近											
	結果の得られた年月日	-	7日~30日	1日~31日	1日 24日~30日	1日~2日 9日~31日	1日~3日 8日~15日 17日~31日	1日~20日 24日~30日	1日~3日 5日~7日					
	測定の結果(°C)	概ね200以下	196	196	196	196	196	196	196					

※燃焼ガス温度の測定結果は、施設運転時の月平均温度。基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。

4 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度(連続的に測定し、記録したもの)

		基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器出口付近											
	結果の得られた年月日	-	5日~30日	1日~2日	10日~21日	3日~18日 20日~31日	1日~15日 17日~28日	-	12日~31日					
	測定の結果(ppm)	100以下	9	11	9	13	12	-	6					
2号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器出口付近											
	結果の得られた年月日	-	1日~5日	9日~31日	1日~30日	1日~5日	-	4日~30日	1日~3日 5日~31日					
	測定の結果(ppm)	100以下	7	8	9	10	-	8	4					
3号炉	測定を行った位置	-	ろ過式集じん器出口付近											
	結果の得られた年月日	-	7日~30日	1日~31日	1日 24日~30日	1日~2日 9日~31日	1日~3日 8日~15日 17日~31日	1日~20日 24日~30日	1日~3日 5日~7日					
	測定の結果(ppm)	100以下	7	7	8	10	7	8	10					

※一酸化炭素濃度の測定結果は、施設運転時の月平均濃度。基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。

5 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去の年月日

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	除去を行った年月日	冷却設備	22日				6日						
		排ガス処理設備	21日				5日						
2号炉	除去を行った年月日	冷却設備	19日			19日							
		排ガス処理設備	18日			18日							
3号炉	除去を行った年月日	冷却設備			20日					17日			
		排ガス処理設備			19日					16日			

※冷却設備については機械式自動除去装置、ろ過式集じん器については空気式自動除去装置により毎日実施する。

6 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度(1回/年以上測定)

		基準値	
1号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口
	採取した年月日		
	結果の得られた年月日	-	
	測定の結果 (ng-TEQ/m ³ N)	5以下	
2号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口
	採取した年月日		
	結果の得られた年月日	-	
	測定の結果 (ng-TEQ/m ³ N)	5以下	
3号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口
	採取した年月日		
	結果の得られた年月日	-	
	測定の結果 (ng-TEQ/m ³ N)	5以下	

※基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法」による。

7 煙突から排出される排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度(2か月を超えない作業期間ごとに1回以上測定)

		基準値					
1号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口				
	採取した年月日	-	7月4日	8月22日			
	結果の得られた年月日	-	7月20日	9月10日			
	ばいじん濃度測定の結果 12%換算値(g/m ³)	0.15以下	0.002未満	0.003			
	硫黄酸化物排出量測定の結果 (m ³ /h)	101以下	0.38	0.28			
	窒素酸化物濃度測定の結果 12%換算値(ppm)	250以下	44	53			
	塩化水素濃度測定の結果 12%換算値(mg/m ³)	700以下	48	5.2			
	水銀排出量測定の結果 全水銀(μg/m ³)	50以下	3.9	14			
	粒子状水銀 12%換算値(μg/m ³)	/	不検出	不検出			
	ガス状水銀 12%換算値(μg/m ³)		3.9	14			
2号炉	採取した位置	-	煙突内の排ガス採取口				
	採取した年月日	-	5月31日	9月19日			
	結果の得られた年月日	-	6月19日	10月1日			
	ばいじん濃度測定の結果 12%換算値(g/m ³)	0.15以下	0.003未満	0.003未満			
	硫黄酸化物排出量測定の結果 (m ³ /h)	119以下	0.46	0.52			
	窒素酸化物濃度測定の結果 12%換算値(ppm)	250以下	34	61			
	塩化水素濃度測定の結果 12%換算値(mg/m ³)	700以下	55	44			
	水銀排出量測定の結果 全水銀(μg/m ³)	50以下	14	2.1			
	粒子状水銀 12%換算値(μg/m ³)	/	不検出	不検出			
	ガス状水銀 12%換算値(μg/m ³)		14	2.1			

3号炉	採取した位置	煙突内の排ガス採取口					
	採取した年月日	-	4月26日	7月16日	9月12日		
	結果の得られた年月日	-	5月14日	7月29日	9月30日		
	ばいじん濃度測定の結果 12%換算値(g/m ³)	0.15以下	0.002未満	0.002未満	0.002		
	硫黄酸化物排出量測定の結果 (m ³ /h)	119以下	0.051未満	0.35	0.66		
	窒素酸化物濃度測定の結果 12%換算値(ppm)	250以下	44	52	63		
	塩化水素濃度測定の結果 12%換算値(mg/m ³)	700以下	36	18	14		
	水銀排出量測定の結果 全水銀(μg/m ³)	50以下	(0.18)	1.4	3.3		
	粒子状水銀 12%換算値(μg/m ³)		不検出	不検出	不検出		
	ガス状水銀 12%換算値(μg/m ³)		(0.18)	1.4	3.3		

〈備考〉

- ・基準値は、「大気汚染防止法」による。
- ・水銀濃度測定は、ばい煙測定時に実施しているため、併せて公表します。
- ・検出下限以上定量下限未満の値は括弧つきで表記した。